

高齢者や障がいのある方などを災害から守る（支援） 災害時要援護者名簿の登録

加須市では、災害時における避難誘導や安否確認等の支援を迅速かつ円滑に行うだけでなく、平常時の見守り等に活用できる災害時要援護者名簿の登録を行っています。

この名簿は、災害時に自力で避難ができず、周りの方の支援を必要とする方で、名簿への登録を希望する方を対象に作成します。災害時だけでなく平常時から避難支援等関係者（自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、消防、警察、社会福祉協議会）に対して、この名簿情報を提供することによって、日頃からの見守りにつなげます。

（登録対象者）

在宅で暮らし、災害時に自分ひとりで移動することや情報を得ることが難しく、避難に何らかの手助けが必要な方のうち、次のいずれかに該当する方

- 1 ひとり暮らしの高齢者 又は 高齢者のみの世帯
- 2 要介護度（3 4 5）認定者
- 3 身体障害者手帳（1級 2級 3級）所持者
- 4 療育手帳（マルA A B）所持者
- 5 精神障害者保健福祉手帳（1級 2級）所持者
- 6 外国人等で日本語が不自由な方
- 7 その他避難支援を必要とする方

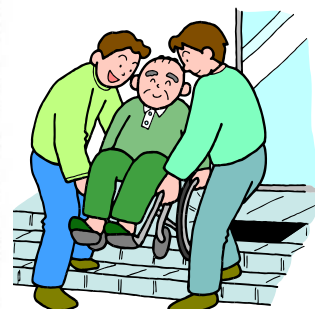
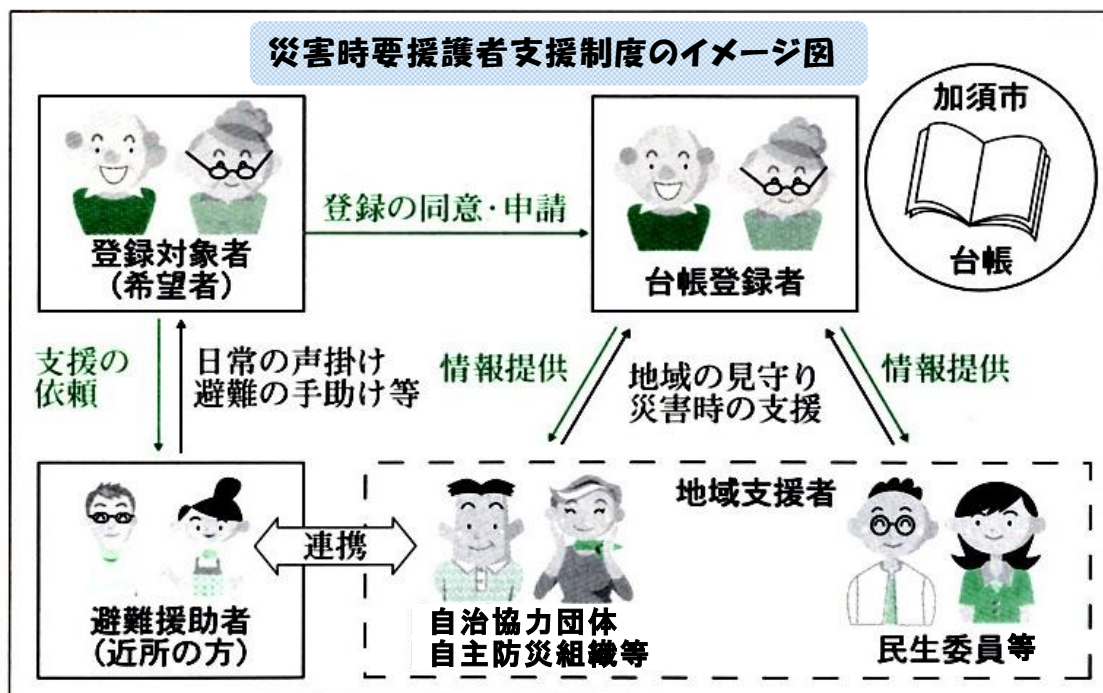
（例：日中は高齢者のみとなる世帯や妊婦の方など）



（4つの重要なポイント）

- 1 登録を希望する方は、市に申請をしてください。
- 2 申請する前に、ご近所の方などで支援してくれる方（避難援助者）を探して、登録台帳に載せることの了解を得てください。（避難援助者が見つからなくても登録できます。）
- 3 登録すると、支援のために必要な個人情報を平常時から避難支援等関係者（自治会や民生委員など）に提供することにご同意いただいたことになります。
- 4 避難援助者や避難支援等関係者においては、要援護者（登録申請者）への日頃の声かけや、いざというときの安否確認、避難支援をお願いします。
ただし、できる範囲内での支援であり、責任を伴うものではありません。

災害時要援護者支援制度のイメージ図



(避難援助者に望ましい方は、あなたのご近所の方です。)

行政、自治会、自主防災組織、消防団等は、大規模災害が起きたときは「災害時要援護者名簿の登録」の有無にかかわらず、被災者の救助や避難誘導が優先されます。また、民生委員・児童委員も、それぞれの受け持つ区域が広いため、災害時には一人ひとりを支援することはできません。

そこで、いざというときに頼りになり、助け合っていくことができるのは、ご近所の方です。「支援をお願いしますかどうか」だけでなく、普段から気軽に話せる関係をつくるといったことも大切です。

(登録方法)

1. 登録前に、避難援助者になってもらえる方を決め、登録台帳に載せることに了解をもらう。
 2. 登録申請書（要援護者登録申請書兼台帳）に必要事項を記載して、市に提出する。
- ※ 登録申請書は、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に提出することもできます。

(災害時要援護者登録制度の問い合わせ先)

加須市役所	地域福祉課 地域福祉担当	0480-62-1111(内 146)
騎西総合支所	福祉健康担当	0480-73-1111(内 133)
北川辺総合支所	福祉健康担当	0280-61-1204(直通)
大利根総合支所	福祉健康担当	0480-72-1317(直通)